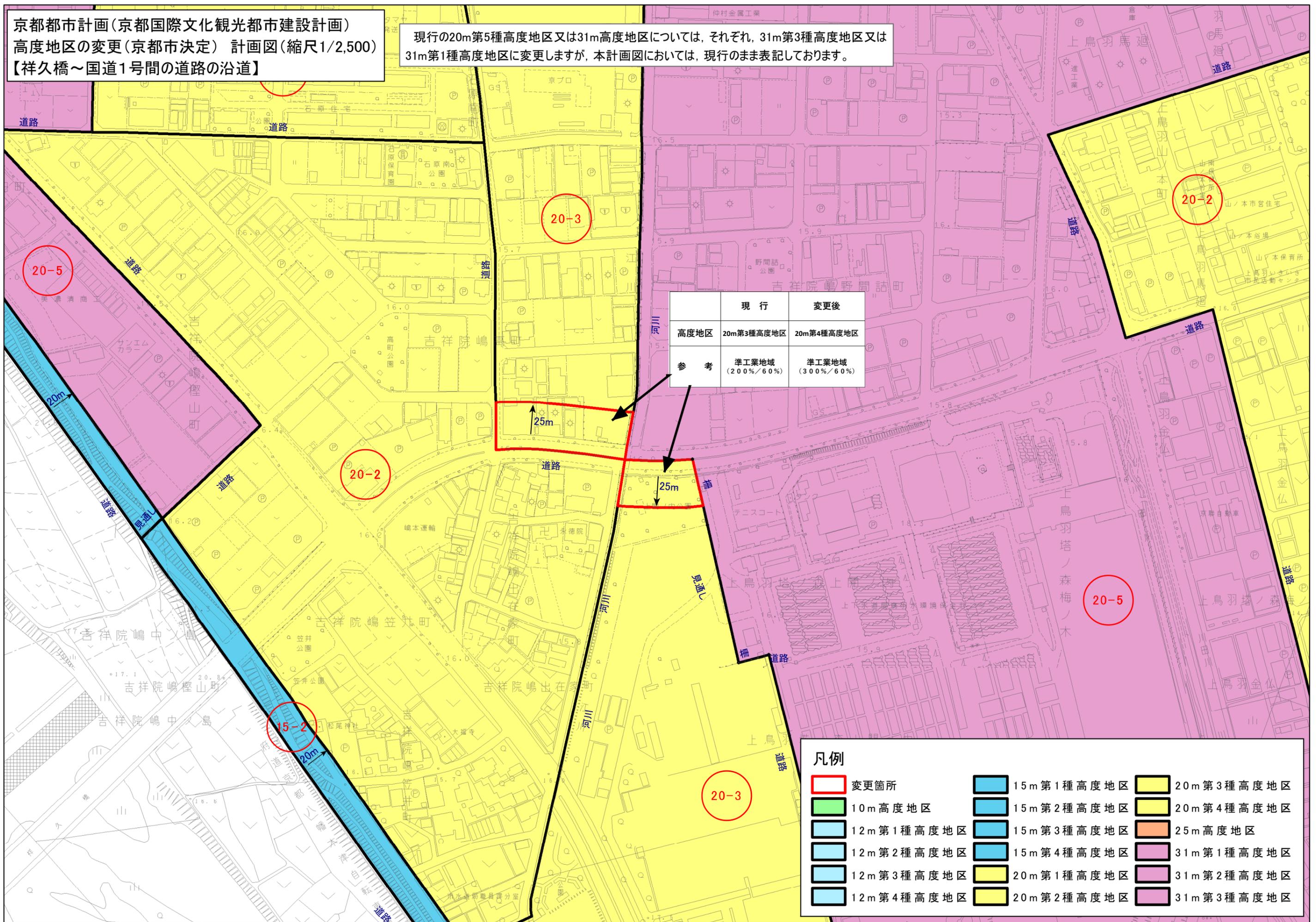


京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)  
 高度地区の変更(京都市決定) 計画図(縮尺1/2,500)  
 【祥久橋～国道1号間の道路の沿道】

現行の20m第5種高度地区又は31m高度地区については、それぞれ、31m第3種高度地区又は31m第1種高度地区に変更しますが、本計画図においては、現行のまま表記しております。



	現行	変更後
高度地区	20m第3種高度地区	20m第4種高度地区
参考	準工業地域 (200%/60%)	準工業地域 (300%/60%)

凡例

	変更箇所		15m第1種高度地区		20m第3種高度地区
	10m高度地区		15m第2種高度地区		20m第4種高度地区
	12m第1種高度地区		15m第3種高度地区		25m高度地区
	12m第2種高度地区		15m第4種高度地区		31m第1種高度地区
	12m第3種高度地区		20m第1種高度地区		31m第2種高度地区
	12m第4種高度地区		20m第2種高度地区		31m第3種高度地区